

な運用受託機関を選定するとともに、定期的なモニタリングを実施すること。また、モニタリングの結果に基づき、必要に応じて運用受託機関の選定を再評価すること。また、モニタリングの結果に基づき、必要に応じて運用受託機関の選定を再評価すること。また、モニタリングの結果に基づき、必要に応じて運用受託機関の選定を再評価すること。

行っています。

当社では、大量保有報告書の写しの送付を受けていますが、2024年9月30日現在における実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
なお、報告書の主な内容は以下の通りです。



(b) 監査等委員会監査

監査等委員会の構成は「 . 2. (1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載の通りです。

常勤監査等委員である加藤信久は、当社において財務経理・管理・海外関連業務に従事し、財務及び会計に関する十分な知見を有していま

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システム整備の基本方針)

決裁規則等の子会社管理に関する規則を制定し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(b) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(会社法施行規則第110条の = ち事 = づり性靱制

制る事項に關する禍にの当。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、行動規範において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び使用人に対し周知徹底する。



2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項